

―― 1 ― ①

問 英彦山のブナ林の荒廃状況と対策について

- 英彦山のブナ林は、県内では最大のブナ林であり、多くの野生の動植物が生息・生育する生物多様性の保全の観点から重要な地域である。
- 英彦山のブナ林は、平成3年の台風被害が非常に大きかったこと、その後のシカの食害によりブナの幼木が枯れていることなどから、回復が進んでいない。現在の県資源活用研究センターが平成14年に行った調査では、山頂付近のブナのうち健全な木は26パーセントとされている
- このため、今年度から英彦山・犬ヶ岳地区の生態系の回復を目的としたシカの捕獲事業を実施しており、シカを適正な生息密度になるまで減少させ、シカの食害を減らしていくこととしている。
併せて、地元住民やボランティアによるブナの植樹活動への支援を行い、ブナ林の再生を図っている。

―― 1 ― ②

問 ブナの育苗・植樹について

- 英彦山のブナ林は自然林であり、自然更新が図られることが望ましいため、まずは、現在行っているシカの捕獲事業によってシカの食害を減らすことで、自然更新がどの程度進むのかを確認することが必要である。
- しかし、自然更新を図ることが困難な場所もあることから、植樹もブナ林再生の有効な方法と考えている。このため、現在、県保健環境研究所において、植樹を実施すべき場所の把握や生育に必要な条件、植樹後必要になる管理の手法等について研究を進めている。

―― 1 ― ③

問 地元やボランティアへの支援と連携について

- 英彦山では、地元住民や複数のボランティア団体が参加して、現地で採取した種子から成長させた苗木を植樹している。
この植樹には、県保健環境研究所の職員が同行しており、植樹に適した場所について助言を行っている。
- 今後、県保健環境研究所を中心に、地元住民やボランティアとの情報共有や意見交換を進め、関係者が連携してブナ林再生の方策について検討を行っていく。

―― 1 ― ④

問 森林環境税の他県の状況について

- 森林環境税は、水源のかん養等、森林の有する公益的機能の重要性にかんがみ、平成28年4月現在、本県を含む、37府県で導入されており、そのうち適用期限を迎え見直しを行った16県全てが、継続している。
- 継続している県については、税率や適用期間、主たる用途の変更はない。用途については、主たる用途の変更はないが、各県の実情に応じ、支援内容の見直しが行われている。

―― ⑤

問 森林環境税事業評価委員会について

- 森林環境税事業評価委員会は、設置要綱により、森林環境税による個々の事業の内容を県民に明らかにし、その透明性を確保するため、外部の有識者により構成された委員会であり、毎年度2回開催されている。
- この委員会においては、本年6月に、森林環境税を活用して実施している「荒廃森林再生事業」や「森林づくり活動公募事業」等の実施状況やその効果について評価していただいたところである。
来年3月には、平成29年度の公募事業に応募した実施団体からの企画書の審査を行っていただくこととしている。

―― 1 ― ⑥

問 ブナ林^{りん}再生の事業について

- 荒廃森林再生事業は、長期間手入れがなされず荒廃したスギやヒノキの人工林が対象となっており、ブナ林^{りん}などの天然林は、対象となっていない。しかし、NPO等の団体が行う森林の保全を目的としたブナ林^{りん}を再生する活動については、その苗木の購入代等を、森林環境税を活用した森林づくり活動公募事業の助成対象としている。
- また、国定公園内の保安林に指定された区域のうち、林地の植生が消滅し、表土の流出により濁水を発生させ、又はその恐れがある箇所には、治山事業によりブナの植栽が可能である。
これにより、平成7年度に、1ヘクタールの植栽を行っている。
- なお、ブナ林^{りん}の衰退により損なわれた国定公園内の生態系を再生するため、県がシカ防護柵の設置を行う場合、国の自然環境整備交付金を活用することが可能となっている。

— 1 — ⑦

問 森林環境税と国庫補助を併用した事業について

○ 森林環境税を導入している37府県の全てが間伐等の森林整備を行っている。

このうち、国庫補助の対象となる林業経営として行う森林の整備に対し、森林環境税を併用している県が12ある。

○ 本県の森林環境税は、林業経営が行われず、荒廃した森林が増加したことにより、森林の持つ公益的機能が低下し、県民生活に影響を及ぼすことが懸念されたことから、荒廃森林を早急に再生し、健全な状態で次世代へ引き継ぐため導入されたものである。

このため、林業経営として行う森林の整備については、森林環境税は併用していない。

なお、本県と同様、国庫補助を併用していない府県が25ある。

―― 2 ― ⑧

問 オオカミの再導入について

○ 国は、シカの減少効果が定かでないこと、人身被害や家畜の被害の発生、感染症の影響などの懸念があること、過去に国内で捕食性の外来生物を害獣対策として導入した結果、生態系の攪乱や農業被害が引き起こされた事例があることから、オオカミの再導入を検討する状況にないとの見解を示している。

県としても、このような懸念が払拭されない限りオオカミを再び自然に導入することは困難であると考えている。

―― 2 ― ⑨

問 崩れた生態系の改善について

○ シカが増えた原因としては、捕食者であるオオカミが絶滅したこと以外にも、積雪量の減少によって子ジカが越冬できるようになったこと、狩猟者が減少したこと、シカの餌場となる耕作放棄地が拡大したことなどが挙げられている。

○ 崩れた生態系の改善を図り、自然環境を守るには、積極的に人の手で生息数を適正な水準に減少させていくこと、つまり鳥獣の管理が重要であると考えている。

○ 国は、平成26年に「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を改正し、これまでの「鳥獣の保護」だけでなく、「鳥獣の管理」も進めていくこととしている。

この法改正によって、都道府県によるシカやイノシシの円滑で迅速な捕獲を可能とする指定管理鳥獣捕獲等事業が創設されたところである。

○ 本県も、本年度から、この事業を活用した英彦山・犬ヶ岳地区でのシカ捕獲事業を実施しており、鳥獣の適正な管理に努めていく。

問 シカによる農林水産物の被害対策について

○ 県では、野生鳥獣による農林水産物の被害を軽減するため、侵入防止から捕獲、捕獲獣の有効利用までの対策を一体的に行っている。

これらの取組みにより、シカによる被害額はこの5年間で8千万円減少して、昨年度は2億4千万円となっている。

○ しかしながら、依然として被害額が高額であるため、今年度から新たに、林地の伐採後に植栽した苗を守るための柵の設置について、国の補助に県費による上乘せをしているところである。

また、捕獲数を増やすため、ベテラン狩猟者が指導することによって、経験の浅い狩猟者の技術向上や養成が早期に図られるよう支援している。

○ さらに、農林業総合試験場において、誘引物資でシカを誘導し、センサーカメラ等ICT機器を活用して捕獲するわなの実証を行っている。

○ 次に、県境をまたいだ取組みについてである。

九州5県で構成する九州シカ広域一斉捕獲推進会議を設置し、効果的な捕獲対策を検討するとともに、本年度も9月と3月の年2回、同じ期間に捕獲を実施することとしている。

今後とも、こうした対策にしっかり取り組んでいき、被害の防止に努めてまいらる。